

平成30年度

行政監査結果報告書

【市が関与する任意団体の事務執行について】

白山市監査委員

監 査 第 75 号
平成31年3月25日

白 山 市 長 山 田 憲 昭 様
白山市議会議長 石 地 宜 一 様

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 小 川 義 昭

行政監査結果報告書について

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

《 目 次 》

第1	監査のテーマ及び目的	1
	1 監査のテーマ	
	2 監査の目的（テーマ選定理由）	
第2	監査の実施概要	1
	1 監査の実施期間	
	2 監査の対象	
	3 監査の方法	
	4 監査の着眼点	
第3	監査の結果	2
	1 集計結果	
	2 集計結果に基づく監査結果	
第4	監査意見	10
	1 総括的意見	
	2 個別的意見	

参考資料：市が関与する任意団体一覧

行政監査結果報告書

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

「市が関与する任意団体の事務執行について」

2 監査の目的（テーマ選定理由）

本市には、職務上の関連から、市民、各種団体等の連携や協力を得ながら事業を効果的に進めるために、市が実質的に事務を処理する任意団体がある。

これらの団体においては、本市の財務規則等の適用を受けず団体独自の運営が行われており、団体の設置目的が公的性格をもつこと、さらに多くの団体に公金が支出されていることなどから、厳正かつ適正な執行管理が求められる。

これらのことを踏まえ、市が関与する任意団体の事務を対象として、適正な運営の確保や事故の未然防止という観点から監査を実施する。

また、任意団体のあり方について、市が関与することの適否の検討や整理及び自立化の促進に努めているかなどを検証する。

第2 監査の実施概要

1 監査の実施期間

平成30年11月から平成31年3月まで

2 監査の対象

平成30年10月末現在で、市が関与する任意団体（職務上、市職員が携わるすべての団体）で全部局を対象とする。

※市補助金等の交付の有無にかかわらず、監査の対象とする。

3 監査の方法

全部局に対し、調査票の提出を求め、書類調査及び審査を行う。なお、必要に応じ現地調査を実施する。

4 監査の着眼点

- (1) 任意団体は、運営に必要な諸規程の整備を適正に行っているか。
- (2) 任意団体の出納事務におけるチェック体制は構築されているか。
- (3) 任意団体の預金通帳、印鑑等の管理及び出納事務は適正であるか。
- (4) 任意団体に対する市職員の関与は適正であるか。
- (5) 任意団体の今後のあり方について検討を行っているか。

第3 監査の結果

1 集計結果

(1) 団体の概要

①市が関与する任意団体（以下、「団体」という。）の状況は、下表のとおりである。

担当部署名		団体数		担当部署名		団体数	
			うち 補助金等 交付団体				うち 補助金等 交付団体
総務部	総務課	5	1	建設部	土木課	3	3
	職員課	1	0		公園緑地課	2	2
	危機管理課	2	1		白山ろく産業土木課	1	1
	計	8	2		計	6	6
健康福祉部	生活支援課	1	0	上下水道部	水道課	1	1
	発達相談センター	1	1		計	1	1
	長寿介護課	1	1	支所	美川支所総務課	4	1
	子ども子育て課	7	2		鶴来支所総務課	5	2
	いきいき健康課	1	1		計	9	3
	鶴来保健センター	1	0	サービスセンター	河内 市民サービス課	6	4
	計	12	5		吉野谷 市民サービス課	4	3
市民生活部	市民相談室	1	1		鳥越 市民サービス課	5	4
	地域安全課	2	2		尾口 市民サービス課	4	2
	計	3	3		白峰 市民サービス課	4	4
産業部	農業振興課	2	2		計	23	17
	林業水産課	4	2	教育委員会	生涯学習課	2	2
	計	6	4		松任図書館図書サービス課	1	0
観光文化部	観光課	2	2		文化財保護課	2	1
	国際交流室	2	1		スポーツ課	2	1
	ジオパーク・エコパーク推進室	2	2	計	7	4	
	白山市立博物館	1	0	合計		83	50
	鳥越一向一揆歴史館	1	0				
	計	8	5				

市が関与している団体の総数は83団体である。市から補助金等の交付を受けている団体は50団体（60.2%）であり、33団体（39.8%）は市が人的支援のみを行っている団体である。

②設置されている目的は、下表のとおりである。

区 分	市との連絡調整事業	調査・研究事業	市民との連絡調整事業	イベント事業	その他	合 計
団体数	31	14	12	9	17	83
割 合	37.3%	16.9%	14.5%	10.8%	20.5%	100.0%

市との連絡調整事業が31団体(37.3%)と最も多く、その他の事業と回答した17団体は、保育所等の保護者会や互助・親睦を図ることを目的とした団体である。

③設立後の経過年数は、下表のとおりである。

区 分	5年未満	5～12年未満	12～20年未満	20年以上	不詳	合 計
団体数	5	14	37	22	5	83
割 合	6.0%	16.9%	44.6%	26.5%	6.0%	100.0%

設立後12年から20年未満が37団体(44.6%)と最も多く、そのうち合併と同時に設立された団体は25団体である。

④代表者は、下表のとおりである。

区 分	市職員(部長級)	市職員(課長級)	市職員(一般職)	市職員以外	合 計
団体数	2	2	0	79	83
割 合	2.4%	2.4%	0.0%	95.2%	100.0%

※市長などの特別職は、「市職員以外」とした。

市職員が代表者となっている団体は4団体(4.8%)で、市職員以外が79団体(95.2%)と大半を占めている。

⑤規約・会則等の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	合 計
団体数	73	10	83
割 合	88.0%	12.0%	100.0%

規約・会則等が整備されている団体は73団体(88.0%)で、10団体(12.0%)は未整備である。

⑥監事等の設置の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	合 計
団体数	61	22	83
割 合	73.5%	26.5%	100.0%

監事等を設置している団体は61団体(73.5%)で、22団体(26.5%)は設置していない。

⑦総会等の実施の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	合 計
団体数	61	22	83
割 合	73.5%	26.5%	100.0%

総会を実施している団体は61団体（73.5%）で、22団体（26.5%）は実施していない。

（2）団体事務局の設置状況

①事務局の設置規程の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	合 計
団体数	60	23	83
割 合	72.3%	27.7%	100.0%

設置規程が整備されている団体は60団体（72.3%）で、23団体（27.7%）は未整備である。

②事務局の責任者は、下表のとおりである。

区 分	市職員(部長級)	市職員(課長級)	市職員(一般職)	市職員以外	合 計
団体数	5	41	14	23	83
割 合	6.0%	49.4%	16.9%	27.7%	100.0%

市職員が60団体（72.3%）であり、市職員以外は23団体（27.7%）である。

③事務局の設置場所は、下表のとおりである。

区 分	市庁舎内	市庁舎外	合 計
団体数	65	18	83
割 合	78.3%	21.7%	100.0%

市庁舎内に設置されている団体は65団体（78.3%）で、市庁舎外の設置は18団体（21.7%）である。

④事務に従事する市の職員数は、下表のとおりである。

区 分	1人	2人	3人	4人以上	合 計
団体数	27	22	14	20	83
割 合	32.5%	26.5%	16.9%	24.1%	100.0%

市職員が1人で事務従事している団体は27団体（32.5%）で、複数で従事している団体は56団体（67.5%）である。

⑤市職員の事務従事時間は、下表のとおりである。

区 分	50時間未満	50時間以上 100時間未満	100時間以上 500時間未満	500時間以上 1000時間 未満	1000時間 以上	計
団体数	21	24	28	5	5	83
割 合	25.3%	28.9%	33.8%	6.0%	6.0%	100.0%

500時間未満の団体が73団体（88.0%）で、500時間以上の団体は10団体（12.0%）である。

⑥市が団体に関与している主な理由は、以下のとおりである。

- ・公益性が高く、市民福祉の向上に繋がるため
- ・市行政の円滑な運営と発展に繋がるため
- ・市の事業に関連しているため

（3）団体における出納事務の状況

①出納事務処理規程等の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	出納事務なし	合 計
団体数	12	70	1	83
割 合	14.5%	84.3%	1.2%	100.0%

出納事務処理規程等が整備されている団体は12団体（14.5%）で、70団体（84.3%）は未整備、1団体は出納事務のない団体である。

②出納事務責任者は、下表のとおりである。

区 分	市職員（課長級）	市職員（一般職）	市職員以外	出納事務なし	合 計
団体数	24	10	48	1	83
割 合	28.9%	12.0%	57.9%	1.2%	100.0%

市職員（課長級）が24団体（28.9%）、市職員（一般職）が10団体（12.0%）であり、市職員以外は48団体（57.9%）である。

③出納事務取扱者は、下表のとおりである。

区 分	市職員（一般職）	市職員以外	出納事務なし	合 計
団体数	42	40	1	83
割 合	50.6%	48.2%	1.2%	100.0%

市職員（一般職）が42団体（50.6%）と約半数を占め、市職員以外は40団体（48.2%）である。

④通帳の保管者は、下表のとおりである。

区 分	市職員(課長級)	市職員(一般職)	市職員以外	出納事務なし	合 計
団体数	3	32	47	1	83
割 合	3.6%	38.6%	56.6%	1.2%	100.0%

市職員(課長級)が3団体(3.6%)、市職員(一般職)が32団体(38.6%)であり、市職員以外は47団体(56.6%)である。

⑤通帳印の保管者は、下表のとおりである。

区 分	市職員(課長級)	市職員(一般職)	市職員以外	出納事務なし	合 計
団体数	37	5	40	1	83
割 合	44.6%	6.0%	48.2%	1.2%	100.0%

市職員(課長級)が37団体(44.6%)、市職員(一般職)が5団体(6.0%)であり、市職員以外は40団体(48.2%)である。

⑥インターネットバンキング利用の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	出納事務なし	合 計
団体数	2	80	1	83
割 合	2.4%	96.4%	1.2%	100.0%

インターネットバンキングを利用している団体は2団体(2.4%)である。

⑦市職員による立替払の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	出納事務なし	合 計
団体数	15	67	1	83
割 合	18.1%	80.7%	1.2%	100.0%

立替払のある団体は15団体(18.1%)である。

⑧現金の取扱い状況は、下表のとおりである。

区 分	市が保管	団体が保管	取扱いなし	出納事務なし	合 計
団体数	36	20	26	1	83
割 合	43.4%	24.1%	31.3%	1.2%	100.0%

現金を市の担当課が保管している団体は36団体(43.4%)で、20団体(24.1%)は団体が保管、26団体(31.3%)は現金の取扱いがない団体である。

⑨出納事務処理の決裁は、下表のとおりである。

区 分	代表者の決裁	事務局長等の決裁	決裁なし	出納事務なし	合 計
団体数	26	28	28	1	83
割 合	31.4%	33.7%	33.7%	1.2%	100.0%

団体の代表者に決裁を受けている団体は26団体（31.4%）、事務局長等の決裁が28団体（33.7%）であり、決裁を受けていない団体は28団体（33.7%）である。

⑩市からの補助金等の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	合 計
団体数	50	33	83
割 合	60.2%	39.8%	100.0%

市からの補助金等を受けている団体は50団体（60.2%）である。

⑪補助金等の事務従事者は、下表のとおりである。

区 分	同一の職員が行っている	別の職員が行っている	団体が行っている	合 計
団体数	22	17	11	50
割 合	44.0%	34.0%	22.0%	100.0%

※市から補助金等を受けている50団体を対象とした。

補助金等の申請事務と交付事務を同一の職員が行っている団体は22団体（26.5%）、別の職員が行っている団体は17団体（20.5%）である。

（４）団体に対する今後の市の関与

①今後のあり方についての検討の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	合 計
団体数	25	58	83
割 合	30.1%	69.9%	100.0%

検討を行っている団体は25団体（30.1%）である。

2 集計結果に基づく監査結果

(1) 事務局の設置等について

市が関与する全83団体のうち、団体の事務局責任者が市職員である団体は60団体(72.3%)あり、事務局を市庁舎内に設置している団体は65団体(78.3%)であった。

(2) 事務処理規程等の整備について

団体の規約・会則等が未整備の団体は10団体(12.0%)あり、事務局の設置規程が未整備の団体は23団体(27.7%)、出納事務の処理規程が未整備の団体は70団体(84.3%)であった。

(3) 監事等の設置の有無について

監事等が設置されていない団体は22団体(26.5%)であった。

(4) 出納事務について

市職員が出納事務を行っている団体は42団体(50.6%)であった。出納事務処理の決裁を団体の代表者や事務局長等に受けている団体は54団体(65.1%)あり、決裁を受けていない団体は28団体(33.7%)であった。また、市職員が立替払をしている団体は15団体(18.1%)であった。

(5) 預金通帳及び印鑑の管理について

市職員が通帳を保管している団体は35団体(42.2%)あり、市職員が印鑑を保管している団体は42団体(50.6%)であった。通帳及び印鑑の両方を市で保管している団体は、保管する職員と保管場所を分けて管理している。

(6) 現金等の管理について

現金の取扱いがある56団体(67.5%)のうち、現金を市の担当課が保管している団体は36団体(43.4%)、団体保管は20団体(24.1%)であった。市の担当課で保管する現金は、鍵のかかる金庫等で保管している。

(7) 補助金等の事務処理について

市から補助金等を受けている50団体(60.2%)のうち、補助金等の申請事務と交付事務を同一の職員が行っている団体は22団体(44.0%)であった。

(8) 市の関与について

団体に従事する市職員数は、延べ200人程度であった。関与の理由として、公益性があり団体との協働事業が実施されることにより、市行政の円滑な運営と発展及び市民福祉の向上に繋がるとしている団体が多かった。

(9) 今後のあり方の検討について

今後の団体に対する関与のあり方について、検討を行ったことのある団体は25団体(30.1%)であり、そのうち「今後も継続して関与が必要」とした団体は14団体(16.9%)、「引続き検討が必要」とした団体は11団体(13.3%)であった。また、市の関与が不可欠な団体であるとの認識から、検討に至っていない団体は58団体(69.9%)であった。

第4 監査意見

1 総括的意見

「市が関与する任意団体の事務執行について」をテーマとし、任意団体の事業運営、出納事務におけるチェック体制、市職員の関与、支援のあり方の検討などについて、全部局に対して調査票の提出を求め書類調査及び監査を行った。

本市職員が携わっている任意団体は83団体であり、延べ200人程度の職員が年間約35,800時間にわたり団体事務に従事していることを確認した。

これらの団体は、市が行う事務事業の補完的な役割を果たしている団体、イベント事業等実施のため市主導で設立された団体など、設立の趣旨や事業内容、予算規模等も様々であり、市と連携を図りながら、それぞれの事業を実施している。

その利点としては、行政施策の円滑な推進を図るための幅広い組織、人材の活用や、業務遂行における効率性などが挙げられる。しかし、その反面、市と団体が一体のものとして受け取られる可能性や、両者の関係が不明瞭となることが懸念されることから、団体運営の透明性と市の説明責任を果たせるよう適切な対応を行うことが重要である。

また、任意団体は地方自治法や市の条例、規則等の適用を受けないため、団体の運営は所管する部局の裁量に委ねられるところが多いことから、内部統制に問題があれば、会計事故にまで発展するおそれがあることを十分に認識する必要がある。

については、今回の行政監査の結果を踏まえ、団体業務の必要性や設立目的の達成状況等を検証の上、団体への今後の支援のあり方等について検討を進めるとともに、管理体制の整備を図り、厳正かつ適正な執行管理に努めることを強く求める。

2 個別的意見

(1) 規約・会則等の整備について

規約・会則等は、団体の設置根拠を明らかにし、運営の規範となるものであることから、未整備の団体については整備に努める必要がある。

(2) 出納事務規程の整備について

多くの団体において出納事務の処理に関する規程等が未整備となっていた。出納事務の適正化を図るとともに権限と責任の所在を明確にするためにも、未整備の団体については、出納事務規程の整備に努められたい。

(3) 監事等の設置について

団体の出納事務に対する適正性と透明性の確保及び内部統制を有効に機能させるため、監事等を設置していない団体については早急に設置する必要がある。

(4) 出納事務処理の体制について

通帳や通帳印を市職員が管理している団体においては、出納管理者を定めるなど、相互けん制できる体制を構築されたい。また、インターネットバンキングを利用し

ている団体においては、インターネットバンキングにかかるID及びパスワードの管理を厳重に行うとともに、一連の事務処理を特定の者だけで行うことのないようチェック体制を整備し、安全性の確保及び適正な運用に努められたい。

(5) 現金の取扱いについて

現金を取扱う団体においては、現金の一時的な保管や現金支払い等やむを得ないものを除き、できるだけ現金の保管は避け、速やかな処理に留意されたい。また、現金を取り扱う必要性についても改めて検討されたい。

(6) 市職員による立替払について

イベント等の運営に際して緊急を要する費用や慶弔費の支払いにおいて、市職員による立替払が見受けられた。立替払は、私金との区別が不明確となり、不正な取扱いをしているとの誤解を生じかねないため、市職員による立替払を原則行わないこととされたい。

(7) 市職員の関与について

任意団体の事務従事については、常に公正で透明な事務執行が求められることから、所管部局においては、団体事務に従事する市職員の実態を把握するとともに、特定の者を長期間担当させないことや複数人による従事体制の構築に努める必要がある。

(8) 今後の支援のあり方について

市が団体に関与することにより、市政運営における強化・補完機能の作用や市民福祉の向上に繋がるなどの一定の成果が認められた。しかしながら、設立後相当期間が経過している団体も多く、社会情勢の変化に伴う設立意義の希薄化や実施事業の形骸化等も考えられるため、今後の支援のあり方について改めて精査する必要がある。所管部局においては、団体の存在意義を明らかにした上で、より適切な運営や自立化促進に向けた協議を進めるよう望むものである。

参考資料 「市が関与する任意団体一覧」

No.	所 管	所 属	任 意 団 体 名
1	総務部	総務課	白山市町会連合会
2			白山市町会連合会松任地域理事連絡会
3			松任町会連合会理事OB会
4			白山市自衛隊家族会
5			白山市部課長会
6		職員課	白山市職員互助会
7		危機管理課	白山市防災士会
8			白山市消防団連合会
9	健康福祉部	生活支援課	日本赤十字社石川県支部白山市地区
10		発達相談センター	発達障害児・者 親の会『つみきの会』
11		長寿介護課	白山市在宅医療介護連携協議会
12		こども子育て課	白山市地域活動クラブ連絡協議会
13			白山市法人保育園連絡協議会
14			白山市立松任幼稚園PTA
15			白山市立千代野保育所保護者会
16			白山市立わかみや保育所保護者会
17			白山市立湊保育園保護者会
18			白山市立乳児保育所保護者会
19		いきいき健康課	白山市食生活改善推進協議会
20	鶴来保健センター	白山市健康づくり推進員連絡協議会	
21	市民生活部	市民相談室	金沢人権擁護委員協議会白山部会
22		地域安全課	白山市交通安全協会
23			白山市防犯協会
24	産業部	農業振興課	手取川流域地区かんがい排水事業推進協議会
25			白山市農業活性化協議会
26		林業水産課	石川森林林業振興協議会
27			広域基幹林道白木峠線開設促進期成同盟会
28			白山野々市鳥獣害防止対策協議会
29			緑の募金事業

No.	所 管	所 属	任 意 団 体 名
30	観光文化部	観光課	白山温泉郷組合
31			白山白川郷100kmウルトラマラソン実行委員会
32		国際交流室	白山市国際交流協会
33			関東白山会
34		ジオパーク・エコパーク推進室	白山手取川ジオパーク推進協議会
35			白山ユネスコエコパーク協議会
36		白山市立博物館	白山市立博物館友の会博遊会
37		鳥越一向一揆歴史館	鳥越一向一揆歴史館友の会
38	建設部	土木課	石川県直轄国道整備促進部会
39			手取川流域開発期成同盟会
40			石川海岸整備促進期成同盟会
41		公園緑地課	白山市緑と花のフェスティバル実行委員会
42			C. C. Z. フェスティバル実行委員会
43		白山ろく産業土木課	主要地方道小松鳥越鶴来線改良促進期成同盟会
44	上下水道部	水道課	白山市簡易水道組合連合会
45	美川支所	総務課	美川支所区長会連絡会
46			美川地区交通安全協会
47			交通安全推進隊第7分隊
48			手取川サケ有効利用調査実行委員会
49	鶴来支所	総務課	鶴来支所町会長連絡会
50			白山市南消防団
51			白山市交通安全推進隊第8分隊
52			鶴来まちづくり協議会
53		市民福祉課	鶴来高齢者地域敬老事業実行委員会
54	河内市民サービスセンター	市民サービス課	山ろく地区町会区長会協議会
55			河内区長会
56			鶴来地区交通安全協会河内支部
57			白山市防犯協会河内支部
58			河内地区祭り実行委員会
59			河内地区高齢者地域敬老事業実行委員会

No.	所 管	所 属	任 意 団 体 名
60	吉野谷市民サービスセンター	市民サービス課	吉野谷区長会
61			鶴来地区交通安全協会吉野谷支部
62			白山市防犯協会吉野谷支部
63			吉野谷地区高齢者地域敬老事業実行委員会
64	鳥越市民サービスセンター	市民サービス課	鳥越地区町会長協議会
65			鶴来地区交通安全協会鳥越支部
66			白山市防犯協会鳥越支部
67			鳥越一向一揆まつり実行委員会
68			鳥越地区高齢者地域敬老事業実行委員会
69	尾口市民サービスセンター	市民サービス課	尾口地区区長会
70			鶴来地区交通安全協会尾口支部
71			白山市防犯協会尾口支部
72			白山市交通安全推進隊第12分隊
73	白峰市民サービスセンター	市民サービス課	白山市白峰区長会協議会
74			白山市防犯協会白峰支部
75			白山まつり実行委員会
76			白峰地区高齢者地域敬老事業実行委員会
77	教育委員会	生涯学習課	白山生涯学習推進会議
78			たくましい白山っ子を育てる会
79		松任図書館図書サービス課	子ども読書活動ネットワーク白山
80		文化財保護課	白山市文化遺産活用地域活性化委員会
81			白山市手取層群化石調査協議会
82		スポーツ課	白山市スポーツ推進委員協議会
83			白山市体育協会